

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付委員会名
元 年 第15号	1. 11. 29	<p data-bbox="508 300 981 331">「嫌がらせ犯罪」の撲滅を求める陳情</p> <p data-bbox="508 379 1507 1374">           特定個人に対する嫌がらせ行為（ストーカー行為、いじめ行為、迷惑行為等）は報道されているように辛辣さを増して深刻なものとなっている。当NPOが調査した「嫌がらせ犯罪」では、さらに悪質化して、以下のように組織的・計画的に行われるようになってきている。ある特定個人に対し、相当数の人間が①集団性、四六時中②継続・反復性、つきまとい③ストーカー性、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる④タイミング性。そのタイミングは絶えず監視していなければできないこと⑤監視性、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせである⑥システム性。しかもその嫌がらせは遠方に移動しても引っ越しても行われることから、連絡網を完備した⑦ネットワーク性、全国的組織網がなければできない犯罪である⑧組織性。そして行われている嫌がらせの内容が外国被害者の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになった⑨マニュアル性。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること⑩歴史性もわかってきた。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれている⑪非常識性。このような11の特徴をもって行われているのが「嫌がらせ犯罪」である。当NPOでは2000名を超える当該被害者を確認しており、うち39名が茨城県在住である。そしてこの犯罪が結果する、追い込まれての自殺、パニックに陥っての精神病院への収容、忍耐の限界を超えて犯罪への発展、恐怖で外出できなくなる引きこもりと、今日解決を迫られている4つの社会問題と合致していることも分かってきた。このことから被害者に生じている被害が深刻で速やかな対応が求められていることがお分かりいただけると思う。当該4大社会問題（自殺者の増加、精神疾患患者の増加・信じ難い凶悪犯罪の増加・引きこもりの増加）には国も地方も共に取り組んでいるのだから、それらの一要因としてある「嫌がらせ犯罪」にも、国・地方共に取り組むべきである。そのため以下の事項を陳情する。         </p> <p data-bbox="1003 1425 1032 1457" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="508 1465 1240 1497">1 全茨城県議会議員が「嫌がらせ犯罪」を認識すること。</p>	<p data-bbox="1518 300 1910 411">           特定非営利活動法人 テクノロジー犯罪被害ネットワーク            理事長 石橋 輝勝         </p>	文教警察

	<ol style="list-style-type: none"><li>2 全茨城県職員が「嫌がらせ犯罪」を認識するように大井川知事に要請すること。</li><li>3 精神疾患患者・自殺者・信じ難い凶悪犯罪・引きこもりの増加を抑制するためにその一要因としてある「嫌がらせ犯罪」の撲滅にも取り組むこと。</li><li>4 知事と共に県警本部長に「嫌がらせ犯罪」の撲滅に努めるよう要請すること。</li><li>5 知事と共に国に「嫌がらせ犯罪」の撲滅に努めるよう要請すること。</li><li>6 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる条例を制定すること。</li><li>7 「嫌がらせ犯罪」を取り締まる法を整備するよう国に要請すること。</li><li>8 「嫌がらせ犯罪」に関するさらなる詳細は、大井川知事宛て提出「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書」及び添付資料、当NPOホームページ掲載「第12回テクノロジー犯罪被害フォーラム」の録画を見ること。また「嫌がらせ犯罪」の説明の場を茨城県議会で設けること。</li></ol>		
--	---	--	--